



衆議院政治倫理審査会会長  
第10代復興大臣

**田中かずのり**（和徳）

## 11月1日より、フリーランス保護法が施行

カメラマンやイラストレーター、プログラマー、Webライターなど、企業に所属せず、単発契約毎に業務を行う働き方の人が増えている。しかし、こうしたフリーランスの方々は様々な問題に直面している。

### 《フリーランスの個人事業主が抱えるトラブル》

#### 現状

##### 報酬・発注関係のトラブル

約4割の事業主が報酬不払いや遅延を経験。また、発注書の記載内容が不十分なケースや発注書を受領できないケースも少なくない。

##### ハラスメント

発注元によるハラスメントや過酷な就業環境に苦しむ事例も報告されている。

#### 原因

##### 組織である発注事業者と個人事業主の格差

発注事業者は企業をはじめ、複数のスタッフを抱える組織である場合が多い。フリーランスの個人事業主に比べて、交渉力や情報収集能力、事業規模など、様々な点で優位に立ちやすく、取引条件を主導的に強い立場で決定しやすい。その結果、いわゆる「下請いじめ」のような事例が多発してしまっている。

フリーランス保護法が昨年4月に成立、本年11月に施行。同法は、発注事業者に対して様々な義務を課すことで、フリーランスの個人事業主の保護を眼目としている。

## ≪ フリーランス保護法の概要① 取引条件の適正化 ≫

発注書の発行	①書面 ②電磁的方法 どちらかの形式で発注書発行を義務付け。電磁的方法とは、EメールやSNSのメッセージなど。
発注内容の明示	発注書に以下のような事項を明記することを義務付ける。 ①発注日 ②発注した作業内容と期日 ③報酬額と支払期日など。
報酬の支払期限	報酬の支払期日は、物品などを受領してから60日以内に制限する。発注書で期日を60日以上にしている場合でも、期日は60日とする。
個人事業主の保護	フリーランスの個人事業主に瑕疵がない場合、以下の行為を禁止。 ①発注した物品などの受領拒否や返品 ②報酬減額や買ったたき、 ③発注した物品などの不当なやり直し ④発注内容の不当な変更、 ⑤不当な経済的負担や役務の強要（例：自爆営業など）

## ≪ フリーランス保護法の概要② 就業環境の整備 ≫

募集情報の的確表示	広告で募集を行う際、虚偽や誤解を生じさせる表示は禁止する。また、古い情報を更新せずに表示し続けることも禁止する。
育児介護への配慮	個人事業主が委託された業務と育児・介護などを両立できるよう、発注事業者に対して配慮・調整・説明に努めるよう義務付ける。
ハラスメント対策	発注事業者に、ハラスメント防止対策や相談窓口設置を義務付け。窓口への相談・報告を行った相手への不利益な取り扱いを禁止。
事前予告	6ヶ月以上の契約では、契約を途中解除したり、更新しない場合は30日前までに個人事業主に対して説明を行うことを義務付ける。

また、**公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省は相談窓口を設置**、フリーランスの個人事業主の相談の下に**報告徴収・立入検査**を行い、**発注事業者への指導・助言・勧告・命令・公表**を行う体制を整備。

川崎事務所

川崎市川崎区小田6-11-24

TEL. 044-366-1400 FAX 044-366-1138

国会事務所

東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館1010号室

TEL. 03-3508-7294 FAX 03-3508-3504

H P

